

実地指導による介護報酬の算定誤りの具体事例

(下線事項は昨年度実地指導での指摘事項)

<p>訪問① 訪問介護の所要時間について〔訪問介護〕</p> <p>▷ 訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とされているところ、間隔が空いていない事例について、誤ってそれぞれ算定していた。</p>
<p>訪問② 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い〔訪問介護〕</p> <p>▷ 居宅サービス計画及び訪問介護計画に記載がなく、利用者等の同意を得ずに、2人の訪問介護員により訪問介護を提供し、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定していた。</p>
<p>訪問③ 早朝・夜間の加算〔訪問介護・訪問看護〕</p> <p>▷ 居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられていない深夜の時間帯に、訪問介護のサービスの提供を行っている事実を確認した。</p> <p>▷ 緊急時訪問看護を行った場合には、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算は算定できないにもかかわらず、夜間の訪問看護に係る加算を算定している事例を確認した。</p> <p>▷ 加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が、全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかであるにもかかわらず早朝加算を算定していた。</p>
<p>訪問④ 緊急時訪問介護加算〔訪問介護〕</p> <p>▷ 次の事例が見受けられた。</p> <p>(1) 利用者又はその家族等から要請を受けた時間及び要請の内容の記録がなく、要請を受けてから24時間以内に必要なサービスを行ったことが確認できなかった。</p> <p>(2) 当該加算について重要事項説明書に記載がなく、利用者又はその家族等からの同意がない状態で報酬の請求が行われていた。</p>
<p>訪問⑤ 通院等乗降介助と身体介護中心型の関係等〔訪問介護〕</p> <p>▷ ヘルパーが自ら運転する車両への乗降介助を行う場合、乗降介助の前後に相当の所要時間(20~30分程度以上)と手間がかかる身体介護を行っていないにも関わらず、利用者が要介護度4以上であることのみをもって、一律に、一連の所要時間(運転時間除く)に対応する「身体介護中心型」の所定単位数を算定していた。</p> <p>▷ ヘルパーが自ら運転する車両への乗降介助を行う場合、外出に直接関連しない(短時間の)身体介護を行ったことをもって、一律に、一連の所要時間(運転時間除く)に対応する「身体介護中心型」を算定していた。</p>
<p>訪問⑥ 長時間訪問看護への加算〔訪問看護〕</p> <p>▷ ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていないにも関わらず、算定していた。</p>
<p>訪問⑦ 初回加算〔訪問介護〕</p> <p>▷ 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の日月の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の日月の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定できるとされているところ、訪問介護計画が作成されていない、または、サービス提供責任者がサービス提供を行っておらず、かつ、同行も行っていない等、加算要件を満たさないにも関わらず、加算を算定していた。</p>

訪問⑧ 同一建物に居住する利用者の減算〔訪問介護〕

- ▷ 訪問介護事業所に隣接するサービス付き高齢者向け住宅に入所した利用者に対し、訪問介護を行ったが、訪問介護費の算定に当たり、1回につき所定単位数の100分の90の算定が行われていない。
- ▷ 訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、サービスの提供を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定すべきところ、所定単位数を算定していた。

訪問⑨ 同一建物減算〔訪問看護〕

- ▷ 同一建物に居住する利用者にサービス提供していたにもかかわらず、同一建物減算を適用せずに訪問看護費を算定している事例を確認した。（当該事業所の本体事業所は別敷地にあるが、サービス提供を行っていたサテライト事業所が、利用者が居住するサービス付き高齢者向け住宅に併設されているため、同一建物減算の適用対象になる。）

訪問⑩ 特定事業所加算〔訪問介護〕

- ▷ サービス提供責任者が、訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法で伝達し、サービス提供終了後の報告を受けていたことが記録上確認できないにもかかわらず、特定事業所加算を算定していた。
- ▷ 訪問介護員ごとの研修計画が作成されていないにもかかわらず、特定事業所加算（Ⅱ）を算定していた。

訪問⑪ サービス提供体制強化加算〔訪問看護〕

- ▷ 看護職員ごとに研修計画を作成していないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算を算定していることを確認した。

通所① 人員基準欠如による減算〔通所〕

- ▷ 1割を超える人員基準欠如にもかかわらず、人員基準欠如による減算をせず、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定していた。

通所② 事業所規模区分の誤り〔通所〕

- ▷ 通所系事業所の事業所規模区分は、前年度の4～2月の「平均利用延人員数」によって、翌年度の事業所区分が決まり、区分ごとに設定された介護報酬請求を行うところ、算定された事業所区分と異なる区分での介護報酬を算定していた。

通所③ 短時間の場合の算定〔通所〕

- ▷ 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者が対象となる短時間算定を、利用者の都合で短時間利用になった場合に算定していた。

通所④ 同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に対するサービス提供〔通所〕

- ▷ 通所系事業所において、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者に対し、サービスを提供した場合に減算が行われていなかった。

通所⑤ サービス提供時間帯の受診・理美容等〔通所〕

- ▷ 通所サービスのサービス提供時間帯において、緊急やむを得ない場合でないにもかかわらず

<p>らず、併設診療所で受診していた。</p> <p>▷ 理美容サービスに要した時間を含めて介護報酬を算定していた。</p>
<p>通所⑥ 送迎を行わない場合の減算〔通所〕</p> <p>▷ 往復の送迎をしていない利用者について、片道分のみ送迎減算していた。</p> <p>▷ 家族が送迎しているにもかかわらず、送迎減算をしていなかった。</p>
<p>通所⑦ 中山間地域等サービス提供加算〔通所〕</p> <p>▷ 通常の事業の実施地域に居住している利用者に対して、当該加算を算定していた。</p>
<p>通所⑧ 入浴介助加算〔通所〕</p> <p>▷ 入浴を中止しているにもかかわらず、算定していた。</p>
<p>通所⑨ 中重度者ケア体制加算〔通所介護〕</p> <p>▷ 中重度者ケア体制加算を算定する際は、指定通所介護を行う時間帯を通じて専従の看護職員を1名以上配置する必要があるが、指定通所介護を行う時間帯に看護職員を配置されていない事例が見られた。</p>
<p>通所⑩ 認知症加算〔通所介護〕</p> <p>▷ 算定要件である日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Mに該当しない利用者について、認知症加算を算定していた。</p>
<p>通所⑪ 口腔機能向上加算〔通所介護〕</p> <p>▷ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していないにもかかわらず加算を算定していた。</p> <p>▷ 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況が定期的に評価されていないにもかかわらず加算を算定していた。</p> <p>▷ 生活相談員や看護職員不在による人員基準欠如の日があるにも関わらず、算定していた。</p>
<p>通所⑫ 個別機能訓練加算〔通所介護〕</p> <p>▷ 非常勤の機能訓練指導員だけが配置されている曜日について個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していた。</p> <p>▷ 個別機能訓練計画を作成するとともに、個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者への計画の内容を説明し、記録することが必要であるとされているところ、計画を作成することなく算定していた。</p> <p>▷ 同一日において個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の訓練を同じ職員が行っている事例や、個別機能訓練加算（Ⅱ）の訓練を介護職員が行っている事例、個別機能訓練の記録がない事例が見られた。</p> <p>▷ 個別機能訓練加算（Ⅱ）について、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標設定が行われていなかった。</p> <p>▷ 個別機能訓練加算（Ⅱ）について、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問することなく、個別機能訓練計画を作成していた。</p>
<p>通所⑬ 運動器機能向上加算〔介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション〕</p> <p>▷ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置していない日に、運動器機能向上加算を算定していた。</p> <p>▷ 運動器機能向上計画の共同作成がされていなかった。</p> <p>▷ 集団的な機能訓練のみが実施され、個別の機能訓練は身受けられなかった。</p>

- ▷ 概ね3月程度で達成可能な長期目標及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な短期目標が設定されておらず、概ね1月間ごとに行うモニタリング及び実施期間終了後に行う事後アセスメントの結果を、介護予防支援事業者に報告していなかった。
- ▷ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況に関する、事後アセスメントが行われていなかった。

通所⑭ 短期入所当日の通所サービスの利用について〔通所及び短期〕

- ▷ 短期入所の入所当日に通所サービスを機械的に組み込み、両サービスに係る介護報酬を算定していた。

施設① 基本報酬〔特定施設入居者生活介護〕

- ▷ 計画作成担当者が欠如し、特定施設サービス計画が未作成にもかかわらず、報酬を算定していた。

施設② 人員基準欠如による減算〔特定施設入居者生活介護〕

- ▷ 介護職員の配置数が人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、人員基準欠如による減算をせず、介護報酬を算定していた。

施設③ 入院・外泊時の取扱い〔施設〕

- ▷ 入院・外泊中の入所者の同意があれば、当該空きベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であるが、その場合には、当該入所者に係る入院・外泊時の費用は算定できないにも関わらず、算定していた。

施設④ 初期加算〔施設〕

- ▷ 併設及び空床利用の短期入所サービスの利用者が、引き続いて入所した場合に、入所直前の短期入所サービスの利用日数を30日から控除せずに算定していた。

施設⑤ 看護体制加算(Ⅰ)〔介護老人福祉施設〕

- ▷ 常勤の看護師を1名以上配置していないにもかかわらず、加算を算定していた。

施設⑥ 夜勤職員配置加算〔介護老人福祉施設及び短期入所〕

- ▷ 加算要件である夜勤必要者数を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

施設⑦ 夜勤体制減算〔介護老人福祉施設〕

- ▷ 介護老人福祉施設1ユニットの使用が休止され、一部時間帯(21時45分～翌7時15分)については、使用休止の1ユニットを除く8ユニット(短期入所生活介護の併設ユニット含む)について2ユニット毎に1人以上の介護職員が配置されていた。

施設⑧ 個別機能訓練加算〔施設〕

- ▷ 個別機能訓練加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の有資格者を配置する必要があるところ、常勤の機能訓練指導員が看護職員を兼務しているにも関わらず当該加算を算定していた。

施設⑨ 個別機能訓練加算〔老人福祉施設〕

- ▷ 個別機能訓練計画を作成するとともに、個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者への計画の内容を説明し、記録することが必要であるとされているところ、

<p>計画を作成することなく算定していた。</p>
<p>施設⑩ 機能訓練指導員の加算〔短期入所〕</p> <p>▷ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が1名以上配置されていないにもかかわらず、加算を算定していた。</p>
<p>施設⑪ 生活機能向上連携加算〔短期入所〕</p> <p>▷ 個別機能訓練計画を作成していないなど、算定要件に適合していないにもかかわらず算定していた。</p>
<p>施設⑫ 療養食加算〔施設及び短期入所〕</p> <p>▷ 療養食の内容を変更した際、変更後の食事せんを作成せずに療養食を提供し、加算を算定していた。</p> <p>▷ 加算対象でない高血圧症の入所者に対して減塩食を提供した場合に、加算を算定していた。</p>
<p>施設⑬ 栄養マネジメント加算〔施設〕</p> <p>▷ 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始するものとされているが、同意を得ていないのに当該加算を算定していた。</p>
<p>施設⑭ 身体拘束廃止未実施減算〔施設〕</p> <p>▷ 入所者に対してやむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとなっているところ、車いすテーブルにより身体拘束を行っているにも関わらず、当該記録を行っていなかった。</p>
<p>施設⑮ 常勤医師の配置加算〔介護老人福祉施設〕</p> <p>▷ 専ら当該施設の職務に従事する常勤医師を1名以上配置することが必要であるにも関わらず、交代勤務により常勤換算方法で1以上の配置とし、加算の要件を満たさないケースにおいて算定していた。</p>
<p>施設⑯ 試行的退所時指導加算〔介護老人保健施設〕</p> <p>▷ 当該入所者について試行的な退所を行っていないにもかかわらず、試行的退所時指導加算を算定していた。</p>
<p>施設⑰ 退所前連携加算〔介護老人保健施設〕</p> <p>▷ 指定居宅介護支援事業者に対して情報提供等を行うことについて当該入所者の同意が得られていないことに加え、居宅サービス又は地域密着型サービスに対する情報提供及び利用に関する調整が行われていないにも関わらず、算定していた。</p>
<p>施設⑱ 経口維持加算（Ⅱ）〔介護老人福祉施設〕</p> <p>▷ 食事の観察及び会議等に配置医師以外の医師が加わっていなかったにもかかわらず、経口維持加算（Ⅱ）を算定していた。</p>

◎ 指定取消処分に対し返還させる額に
100分の40を乗じて得た額の支払いを命じた事例

不正請求①

- ▷ 有料老人ホーム併設の訪問介護事業所において、同じ訪問介護員が、同一時間帯に複数の利用者にサービス提供を行い、二重に報酬を請求していた。

不正請求②

- ▷ 次の事項が行われていないにもかかわらず、虚偽の資料を作成し、運営基準減算が行われていなかった。
- ・ アセスメントに当たって、利用者の居宅を訪問し、面接を行うこと。
 - ・ ケアプラン作成・見直しに当たって、サービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの意見を求める。
 - ・ ケアプラン原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - ・ ケアプランを利用者及び担当者に交付する。
 - ・ モニタリングに当たり、一月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接結果を記録する。